

スタートアップビザの開始について (外国人起業活動促進事業)



本日の発表事項

- 制度概要について
- 対象者及び対象事業分野について
- 管理支援体制・申請窓口について

- 地方自治体の支援を受ける外国人起業家に対し、**最長1年間の入国・在留を認める制度**
- 地方自治体の管理・支援プログラムを経済産業省が認定し、地方出入国管理局が**在留資格「特定活動」を付与**

【外国人の経営・管理ビザの取得要件】

現行	スタートアップビザ導入後
<ul style="list-style-type: none">①日本国内に事業所を確保②資本金等総額が500万円以上 又は常勤従業員2名以上の雇用③経営経験3年かつ日本人と報酬同額	<ul style="list-style-type: none">・左記①～③の条件を満たさなくても最長1年間の在留資格を付与・1年以内に左記①～③の条件を満たせば、経営・管理ビザを取得

- 対象者 次の対象事業分野において、**富山県で起業を志す外国人**
- 対象事業分野
 - (1) IT・IoT・AI・ロボティクス等関連産業
 - (2) 健康・医療・福祉関連産業
 - (3) 環境・エネルギー関連産業
 - (4) 観光・生活関連産業
 - (5) 貿易関連産業
 - (6) その他知事が特に認める分野

【総合調整】

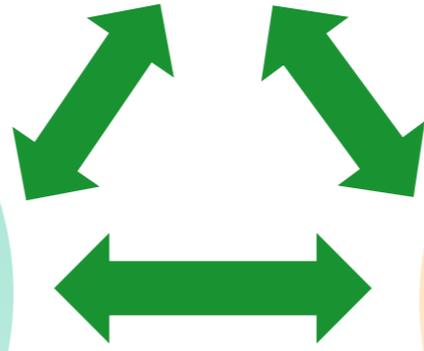


【相談・申請窓口】

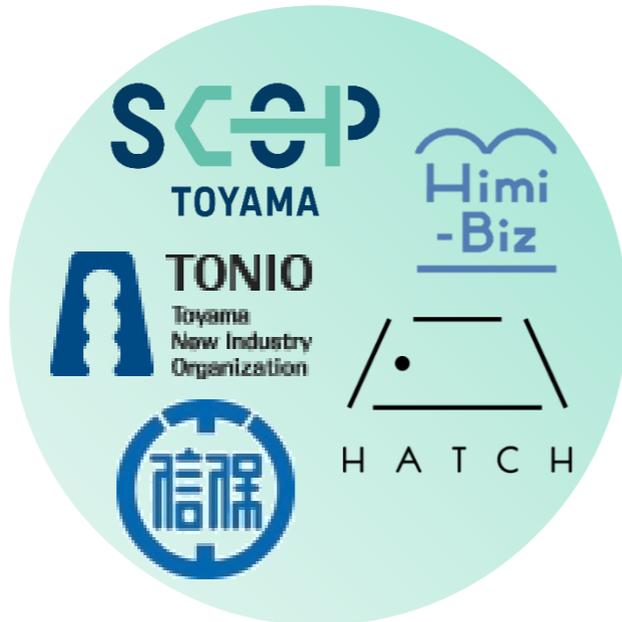
知事政策局成長戦略室
スタートアップ創業支援課

TEL : 076-444-8908

Email : aseichosenryaku@pref.toyama.lg.jp



【起業支援】



TIC 公益財団法人
とやま国際センター

【生活支援】